

地域を **守る** 新たな力!

～市消防団の入団・退団～

今年度の市消防団には105名の方々が入団され、また、長年にわたり地域のために貢献いただいた105名の方々が退団されました。

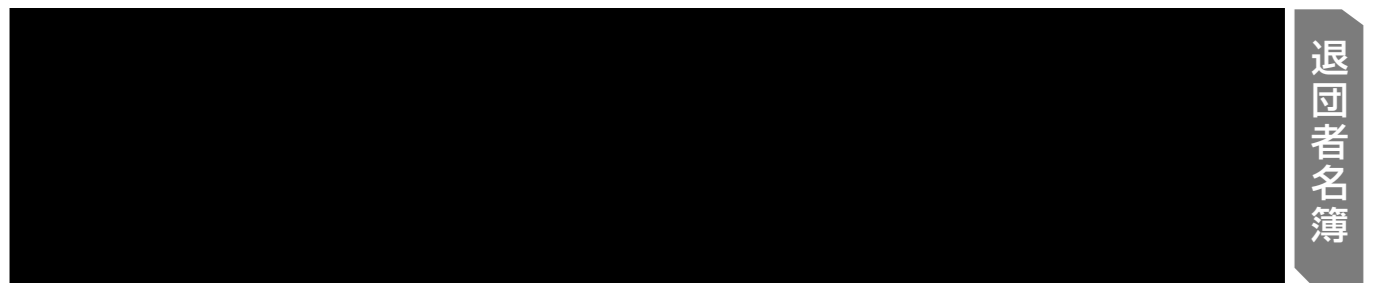
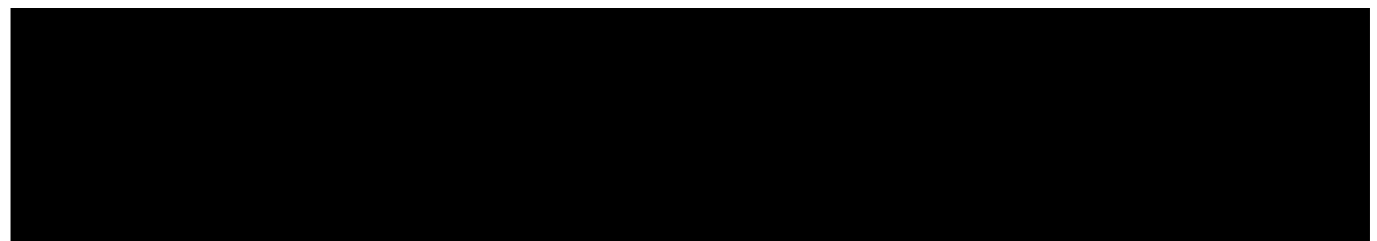
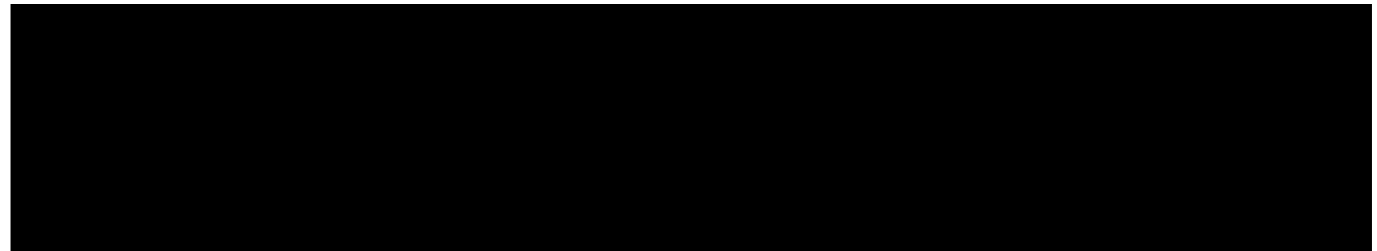
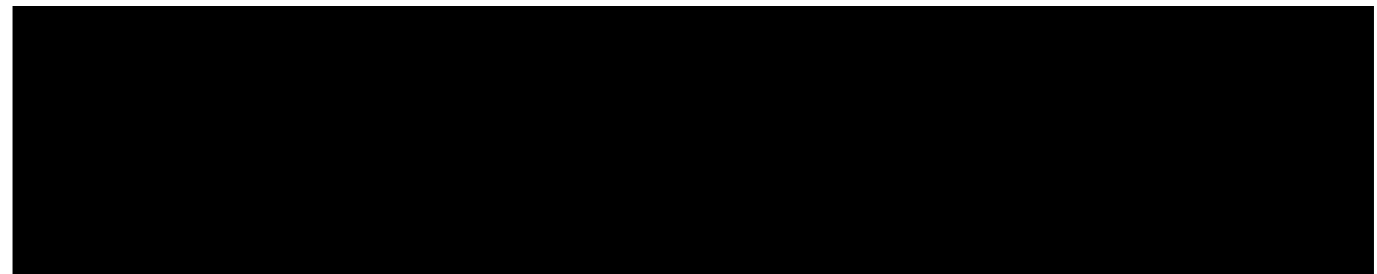
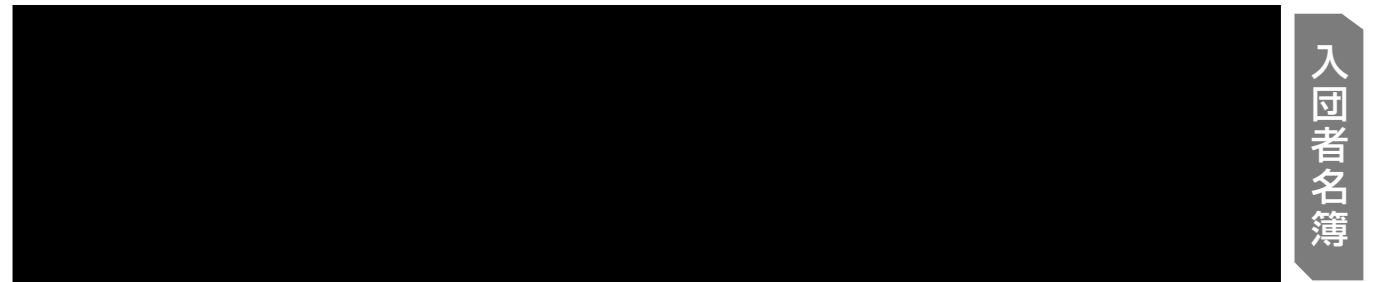
入団された方々、地域での消防活動よろしくお祈いします。

退団された方々、ご自身の仕事をもちながらの消防活動、今まで本当にお疲れ様でした。

入団、退団された方々をご紹介します。(敬称略・順不同)



入団者名簿



退団者名簿



平成18年度市消防団
各方面隊長等
名簿



忘れていませんか? 交通災害共済

加入できる方…県内に住民登録または外国人登録をしている方。
県内の事務所・事業所・学校などに勤務または在学している方。
年間掛金…1人につき500円
申込期間…随時
共済期間…加入日の翌日～来年3月31日
申込方法…各支所に備え付け申込書に必要事項を記入し、共済掛金を添えて、下記の金融機関または市役所各支所でお申込みください。

金融機関(すべて市内)
滋賀銀行、びわこ銀行、滋賀県信用組合、
甲賀郡農業協同組合、湖東信用金庫、
滋賀県民信用組合、近畿労働金庫

※平成16年度および平成17年度に加入されたことのある世帯には、2月上旬に加入申込書を郵送していますので、ご確認ください。
対象となる事故…国内の一般道路上での事故が対象となります。(対象とならない場合もあります。)
見舞金の請求方法…必要な書類を添えて、各支所で請求手続きをしてください。
見舞金の請求期限…交通事故発生の日から1年以内に請求してください。

活用ください チャイルドシート 購入費補助制度

市では、着用が義務化されているチャイルドシートの、普及強化に努めています。

補助額

購入費：10,000円未満の場合…購入費の1/2
10,000円以上の場合…一律5,000円
※子ども1人につき1回限りの補助となります。

申請・請求方法

各支所の担当窓口にある申請書等に必要事項を記入し、提出してください。

※印鑑、購入物品の領収書または販売証明(“チャイルドシート”と記載が必要)、補助金振込みのための通帳が必要です。

問い合わせ 市民生活課 生活交通係 ☎65-0686 FAX 63-4582